

ID: 98

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	手当の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市児童育成手当条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第109号		
【根拠条文】 (手当の返還) 第10条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日